

特集 市内の国指定重要文化財



箭弓稲荷神社が国指定重要文化財へ

令和6年1月19日「箭弓稲荷神社本殿・幣殿・拝殿」が重要文化財に指定されました。市における重要文化財の指定は65年ぶりとなります。今回は箭弓稲荷神社をはじめ、市内の国指定重要文化財を紹介します。

指定文化財とは

指定文化財には国、県、市それぞれの指定があり、その重要度と範囲に応じて、例えば「国にとって重要なもの」が国指定の文化財となります。現在、市内には4件の国指定、17件の県指定、107件の市指定文化財があります。国指定文化財は「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6つの類型に分けられ、このほかに「文化財の保存技術」といった区分もあります。

文化財保護法による指定文化財の体系図

種別	内容	国	特に重要なもの
有形文化財	建造物、美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料）	重要文化財	国宝
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等	重要無形文化財	
民俗文化財	有形の民俗文化財（無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等）	重要有形民俗文化財	
	無形の民俗文化財（衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術）	重要無形民俗文化財	
記念物	遺跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等）	史跡	特別史跡
	名勝地（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等）	名勝	特別名勝
	動物、植物、地質鉱物	天然記念物	特別天然記念物
文化的景観	地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景勝地（棚田・里山・用水路等）	文化的景観	重要文化的景観
伝統的建造物群	宿場町、城下町、農漁村等	伝統的建造物群保存地区	重要伝統的建造物群保存地区
文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術等	保存の措置を講ずる必要があるもの 選定保存技術	

箭弓稲荷神社 本殿・幣殿・拝殿（建造物）令和6年1月19日指定

所在地：箭弓町2-5-14

箭弓稲荷神社は、和銅5(712)年に創建した神社で、五穀豊穡、家内安全、商売繁盛の守り神として多くの信仰を集め「やきゅうさま」と親しまれてきました。

現在の社殿は、本殿と拝殿の二棟を幣殿でつないだ権現造で、江戸時代後期の同様式としては、関東最大級の規模です。

文化年間(1804~1818年)に造営が計画され、天保6(1835)年の棟札(建物の建築・修理の記念や記録として、棟木や梁など建物内部の高所に取付けた札)2枚から本殿と幣殿は同年に上棟し、天保11(1840)年までに拝殿が竣工したと考えられます。

また別の棟札から、嘉永5(1852)年に本殿屋根の箱棟を銅板包とし、安政5(1858)年に拝殿を柿葺から瓦葺とする改修を行ったことが判明しています。

社殿造営工事の精算書にあたる「箭弓稲荷社再建立普請諸入用帳」から、総工費は5688両銀9匁の費用を要したことが分かります。当時の米価を参考に1両の価値を6万円とすると、総額約3億4千2百万円の大事業で、箭弓稲荷神社の信仰の厚さを物語ります。

本殿の北に位置する元宮は、享保年間(1716~1735年)頃に建立されたと推定される境内で最も古い建造物です。

今回、意匠的に優秀なもので、流派の又は地方的特色において顕著なものであり、関東の江戸時代後期を代表する神社建築として国指定重要文化財になりました。また棟札3枚、古文書1冊、元宮1棟についても、神社建築の経緯が分かる資料として併せて指定されました。



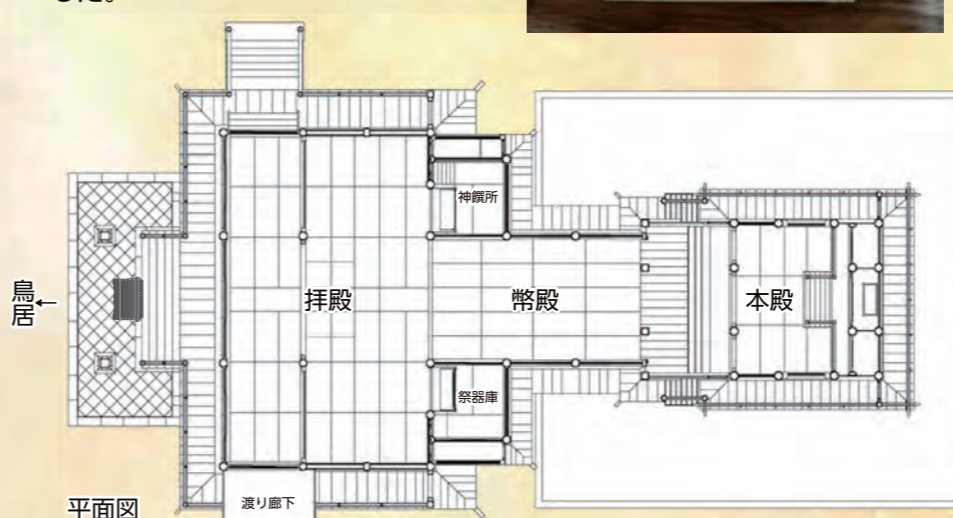
棟札(天保六年上棟遷宮棟札)
棟札(嘉永五年拜殿屋根改修棟札)



古文書(箭弓稲荷社再建立普請諸入用帳)



箭弓稲荷神社元宮



拝殿



幣殿



本殿

箭弓稲荷神社の彫刻

江戸時代の社寺建築のひとつの特徴として、社殿に施された彫刻があり、龍や鳳凰といった霊獣のほか、草花や木・波などの自然物、日本神話や故事成語などを題材としています。

箭弓稲荷神社外観の随所にも素木の精緻な彫刻が見られ、特に本殿の妻飾(建物側面の屋根付近の三角形の部分)は、その大きさに加え、動植物や波を象った彫刻で埋め尽くされており圧巻です。一方で本殿内部は絢爛豪華な極彩色を施しており、外観と内部が好対照をなしています。



本殿 妻飾



本殿 内々陣

外観と内装の違い



本殿 持送り彫刻 犀



本殿 持送り彫刻 龍



本殿 背面彫刻「仙人の烏鷲」

箭弓稲荷神社の彫刻は、大里郡川原明戸村(現・熊谷市)の飯田仙之助が手掛けました。宝暦10(1760)年に再建された国宝・妻沼聖天堂(熊谷市)の彫刻棟梁を担った宮大工、石原吟八郎の孫弟子にあたるのが仙之助であり、日光東照宮に関わった上州彫物大工の系譜を引いた人物です。

仙之助が手掛けた彫刻の一例として、箭弓稲荷神社本殿の背面に、ひと際目立つ大羽目彫刻「仙人の烏鷲」があります。「烏鷲」とは、烏と鷲のことで、それぞれを黒石と白石に見立てた、囲碁の別称です。碁を打つ仙人の傍らにいるきこりは対局を楽しんでいるようにみえますが、実はその手にもっている斧の柄が腐るほど時間が経ってしまっている、という場面です。仙人の悠久の時間に対し、人間が過ごす時間の短さを戒める内容となっています。

拝殿琵琶板彫刻には、「名刀小狐丸誕生伝承」が彫られています。平安時代、66代一条天皇が三条小鍛冶宗近に作刀を命じますが、宗近は満足はいく刀を作ることができずに困り果てていました。そこで、氏神である稲荷明神に詣でて祈願しようとしたところ、宗近の前に童子が現れます。童子は稲荷明神が化身した姿で、ともに相づちを打つことで、依頼に見合う太刀が完成しました。宗近は稲荷明神に感謝し、太刀に「小狐丸」と名付けたという逸話に由来する彫刻です。



拝殿 琵琶板彫刻「名刀小狐丸誕生伝承」

箭弓稲荷神社にあるその他の文化財

神社にはこのほか、天保7(1836)年に建立された「箭弓稲荷神社手水舎付手水鉢」(有形文化財・建造物)や、主に江戸時代に制作された「箭弓稲荷神社の絵馬」(有形文化財・絵画)がそれぞれ市指定文化財になっています。



手水舎付手水鉢



絵馬「瀬田の竜女と依藤太秀郷図」(安政6(1859)年、大きさ96×136cm)

社会教育講座「国指定重要文化財・箭弓稲荷神社を知ろう」

日6月6日(木)午前10時～11時40分(受付午前9時40分から)

場総合会館4階多目的ホール 対市内在住・在勤・在学の人 定60人(申込順)

内国指定重要文化財に指定された箭弓稲荷神社の歴史的価値や特徴などの講座を行います。調査研究を行った、ものづくり大学横山晋一教授が建築物・彫刻から歴史を読み解きます。

持筆記用具

申・問5月16日(木)～28日(火)に電話又は電子申請で生涯学習課へ。

☎21-1431 ☎23-2239



市HP

社殿略年表

和銅5(712)年

野弓(箭弓)稲荷神社 創建

長元3(1030)年

源頼信社殿寄進のうえ箭弓稲荷に社名改号

宝徳3(1451)年

川越城主太田道灌による社殿の造替

元亀元(1570)年頃

松山城主上田朝直による社殿の造替

寛永7(1630)年

徳川家旗本島田利正による社殿造営

文政元(1818)年

現社殿の造替工事着工(本殿・幣殿→拝殿)

天保6(1835)年

本殿・幣殿上棟、御神体遷宮

天保11(1840)年

拝殿完成により社殿造替工事了

天保14(1843)年

造替全事業完了、箭弓稲荷社再建立普請諸入用帳を中本寺へ提出

安政5(1858)年

拝殿屋根改修工事实施(柿葺→瓦葺)

昭和31(1956)年

社殿が東松山市有形文化財指定

平成元(1989)年

社殿が埼玉県有形文化財指定

平成25～26(2013～2014)年

創建千三百年記念事業
ものづくり大学横山研究室調査・修理工事実施

令和6(2024)年

本殿・幣殿・拝殿が国重要文化財指定

その他の国指定重要文化財

大谷瓦窯跡(史跡) 昭和33年10月8日指定

所在地：大谷2192-1

丘陵の東面、標高40～45mに位置する大谷瓦窯跡は、昭和30(1955)年5月に2基の窯跡の発掘調査が行われました。2基のうち、1号窯跡は良好な状態で発見されました。天井部は失われていましたが、焚口部・煙出し部をそなえており、約30度の傾斜をもつ総長約7.75m、幅中央部で約1.10mの大形ではあるものの、狭く長い形状をしています。また、焚口部分は幅60cmで、平瓦を立てて補強していることに特徴があります。窯の主体部の床面は13段の階段状を呈する登り窯です。

瓦の製造は、寺院建築とともに始まったものです。出土遺物は、軒丸瓦、平瓦、丸瓦で、大化元(645)年から和銅3(710)年までの白鳳時代に操業した瓦窯跡と考えられます。この窯で生産した瓦がどここの寺院に供給されたかはわかっていませんが、武蔵国の仏教伝来を伝える貴重な遺跡です。



大谷瓦窯跡出土 軒丸瓦



大谷瓦窯跡 内部

光福寺宝篋印塔(建造物) 昭和28年8月29日指定

所在地：岡498

宝篋印塔は供養塔の一種です。岡の光福寺境内の収蔵庫に保管された高さ2.1mの宝篋印塔は、塔身の基礎部分に造立の趣旨が彫られ、そこから元亨3(1323)年に沙彌閣阿が施主となり、藤原光貞と比丘尼妙明の供養のために建てられたことがわかります。

宝篋印塔は鎌倉時代中頃から造立されはじめ、鎌倉時代後半頃から地域差が表れ、関西型、関東型と区分されていますが、光福寺の宝篋印塔は、関東型と関西型の特徴を併せ持った特殊なものです。そのため藤原光貞らが京と関わりが深い人物であった可能性が指摘されています。

また明治19(1886)年、武蔵国大里郡青山村(現・熊谷市)の郷土史家であった根岸武香が記した「武蔵国比企郡岡郷光福寺宝篋印塔之記」によると、塔を釈迦堂の前に移した際、塔の中から銀と水晶製の舍利塔、塔の下から壺が出土したとされ、昭和52(1977)年に収蔵庫建設に伴って行われた修復工事・関連調査の際にも、同様に塔身から銀と水晶製の舍利塔、台座下部から白磁四耳壺が確認されました。この壺は14世紀前半に作られた中国製の陶磁器で、蔵骨器として用いたと考えられます。出土品は一括して、「光福寺宝篋印塔出土品」として埼玉県指定文化財(有形文化財・考古資料)に指定されています。

被葬者の権力の象徴となるこれら出土品の存在は、宝篋印塔と併せて、藤原光貞ら、武士たちが当時相応の力を持っていたことを示しています。



光福寺宝篋印塔



白磁四耳壺出土状況

木造阿彌陀如来坐像(美術工芸品・彫刻) 昭和3年8月17日指定

所在地：古凍536-1

古凍の等覚院にある木造阿彌陀如来坐像は、ヒノキ材を用いて、頭・体幹部に前後二材を寄せ、その他各部に別材を寄せた寄木造と呼ばれる技法で造られています。眼は木に彫り込まれた彫眼で、肉身には像の表面を金色に仕上げるための漆箔を施しています。また仏像の内側(内割)が薄く丁寧に仕上げられている点や、丸顔で、頭頂部(肉髻)が高く盛り上がっている点などに平安時代後期の特徴が見えますが、若々しい顔の張りや目尻の切上り、深くはっきりした衣文線には、鎌倉時代の特徴もうかがえます。

昭和26(1951)年に解体修理を行った際に胎内から墨書銘が見つかり、建長5(1253)年4月に大檀那阿闍梨明秀が広く資金を募り、大佛子(師)僧定性に修理させたことがわかっています。

これまで12世紀末から13世紀初頭頃に造立されたと考えられてきましたが、胎内銘に記された「修理」という言葉には、当時「造る」という意味もあることなどから、建長5(1253)年こそが造立年であるとみることができます。

毎年10月15日に、寺と地元有志で御開帳が行われています。



木造阿彌陀如来坐像(像高：87.4cm、髪際高76.1cm)



より詳しく文化財を知る



埋蔵文化財センター

埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財発掘調査で出土した土器や石器などの遺物を保管、整理し、公開するために平成10(1998)年に開設された施設です。展示室では、市内の遺跡から出土したものを展示しています。文化財の収蔵保管をはじめ、文化財に関する手続き、文化財の保存・活用への取組も行っています。

開館時間：平日午前8時30分～午後5時15分
(展示室：午前9時～午後4時30分)
所在地：下野本528-1 市HP



特集に関する問合せ 埋蔵文化財センター ☎27-0333 ☎27-0334